

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、目黒基地（留学生会館及び柏宿舎を含む。）における施設（土木、建築、電気、設備機械等）に係る工事及び役務（以下「工事等」という。）の施工に関する一般的共通事項を示すものである。
- (2) 特記仕様書及び設計図に記載されている事項のうち、本仕様書と相違ある場合は、特記仕様書及び設計図を優先するものとする。

2 一般事項

- (1) 工事等はすべて契約書によるほか、工事等に関する諸法規を遵守するとともに、本仕様書、特記仕様書及び設計図に基づき監督官の指示に従い、工事等の円滑なる進捗を図るものとする。
- (2) 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず、工事における施工体制台帳を作成し提出するものとする。

3 設計図書等の管理

- (1) 請負者は、発注者から貸与された設計図書等を当該工事等関係者以外に貸出し、複写及び閲覧をさせてはならない。
- (2) 請負者は、発注者から貸与された設計図書等を工事等完成後速やかに返納しなければならない。

4 軽微な変更

工事等の施工に際し、現場の納まり、取り合わせ等の関係で軽微な変更を必要とする場合、請負者は監督官と協議の上、監督官の指示に従わなければならない。

5 施工設計

- (1) 請負者は着工に先立ち、施工計画書を作成し、施工の順序、施工方法及び工程等について監督官の承諾を受ける。
- (2) 工程等に変更の必要が生じた場合、その都度、監督官の承諾を受けて修正しなければならない。

6 工事前仮設物

- (1) 請負者は、工事等に必要の仮設物その他を設置するときは、その工事等に使用する段取り、配置計画について、あらかじめ施工計画書を作成し監督官に提出しなければならない。ただし、施工計画書作成の必要性の少ないものは、監督官の承諾を受けて、省略することができる。
- (2) 仕様書及び設計図に指定されている場合は、その指定どおり実施しなければならない。

7 機械器具

工事等に使用する主要機械器具の使用計画には、その仕様書、作業内容、作業数量、使用期間、整備状況等を記入し監督官の承諾を受けなければならない。

8 発生材

- (1) 発生材とは、工事等に伴い工事等現場において発生した、鋼材及び金物類（産業廃棄物法、再生資源の利用の促進に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱で指定されたものは除く。）をいう。
- (2) 施工により生じた発生材は、監督官の指示に従い整理し部隊側で定める発生材調書を添え、監督官の指定する場所、日時に引き継ぐものとする。

9 材料管理

- (1) 工事等に使用する材料は、仮設に使用する材料を除き設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。また、仕様書に記載がない材料においても、JIS規格等の性能を有する新品の材料を使用するものとする。
- (2) 材料の色、柄等については見本を提出し監督官の承諾を受ける。
- (3) 工事等に使用する材料は、工程に従い工事等の進捗に支障のないよう手配するとともに、使用材料承諾願を提出し、監督官の承諾を受ける。
- (4) 現場に搬入された材料は監督官の検査を受け、合格品は監督官の指示する場所に整理し、随時点検できるようにしておかななければならない。
- (5) 材料で現場搬入時の検査に合格したものであっても、使用時において監督官が変質又は不良品と認めるものは使用することができない。この場合、使用不能材料は速やかに交換の処置を講じなければならない。
- (6) 材料の現場管理は十分に行うものとし、盗難紛失等のあった場合は請負者の責任において処置するものとする。
- (7) 請負者は、工事中絶えず品質の管理を行わなければならない。

10 施工確認及び写真撮影

工事等の写真は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に従い撮影し、写真はカラー及びL版（サービスサイズ）の大きさとし、原本及びアルバム（A4サイズ）を監督官に各1部提出する。

11 工事等の現場管理

- (1) 工事等の現場の規律に関しては、監督官の指示に従うものとする。
- (2) 工事等の現場においては、常に諸材料その他の整頓及び清掃を行うものとする。
- (3) 工事等箇所及び周辺にある土地、地下の既設構造物に対し工事等の施工に伴い支障をきたさないよう、相当の防護を施し実施することとする。
- (4) 前記の事項以外でも適時必要に応じ監督官の指示する現場管理を行わなければならない。
- (5) 豪雨、強風その他天災に対し平素から防災対策を行うとともに、気象予報等について十分注意を払い、常に万全の処置を講じなければならない。

(6) 工事等の周辺及び現場に危険があり、一般の立入りを禁止又は制限をする必要が想定される場合は、事前に監督官に通知し許可を得なければならない。また、作業期間その区域に適当な柵等を設けるとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。

12 火気使用

火気の使用については、申請書を提出し許可書受領のうえ、当該器具を使用するものとする。また、火気の取扱いに十分注意するとともに、消火器等を設けるなど火災防止に努めるものとする。

13 物品持出

物品の持ち出しは、監督官の指示する者（分任物品管理官）の許可を受けるものとする。

14 作業時間

- (1) 作業時間は、基地の日課時限に合わせ実施するよう努めるものとする。
- (2) 工事等施工の都合上、夜間及び休日に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督官の承諾を受け残業届を提出しなければならない。

15 基地内車両運行

- (1) 基地内における車両駐車場は、監督官の指示によるものとする。
- (2) 基地内車両運行速度は、20km/h以下とする。

16 工事等検査

- (1) 請負者は、検査に必要な資料の提出、労務及び資機材を提供するものとする。
- (2) 検査により不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において手直しを行い終了後、再び検査を受けなければならない。

17 提出書類

- (1) 請負者は監督官の指示する様式により指定期日までに次の書類を提出しなければならない。

ア 施工計画書	1部
イ 使用材料承諾願及び試験成績表	1部
ウ 工事等工程表	1部
エ 現場代理人届及び略歴書	1部
オ 工事等着工届	1部
カ 工事等完成通知及び完成検査願書	1部
キ 発生材調書	1部
ク 施工体制台帳	1部
ケ 火気使用申請書	1部
コ 残業届	1部
サ 写真（原本及びアルバム）	各1部

- (2) 上記提出書類のうち、ア～オについては、契約後速やかに監督官へ提出のうえ、承諾を受けること。また、カ～サについては必要の都度、速やかに提出す

ること。

なお、監督官が必要ないと指示したものは除くことができる。

18 後片付け

工事等完成後、施工現場周辺の後片付け及び清掃を行う。また、仮設物等の撤去は工事等の期間内に完了しなければならない。

19 関係法令等の遵守

請負者は、工事等の施工に当たり適用を受ける関係法令及び目黒基地規則を遵守するものとする。

20 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努めなければならない。

21 その他

請負者は、監督官と綿密な連絡をとり十分協議をし、工事等に関しては良心的な工事等の施工を旨とし、円滑なる工事等の進捗を期さなければならない。